

## 南種子町農業委員会平成 27 年 7 月総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 7 月 15 日（水）午前 9 時 30 分から午前 10 時 47 分

2. 開催場所 研修センター 1 階西側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	12 番	小山 重和			

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 12 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について

議案第 6 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 12 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい

でしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号3番、中里安男委員。4番、古市道則委員を指名します。

議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは会長諸般の報告を別紙にて報告いたします。6月17日、平成27年度農業者年金業務担当者会議が鹿児島市で開催され、局長が出席しております。6月18日、平成26年度農の雇用事業第1回目募集現地確認調査が町内で開催され、局長が出席しております。県農業会議 井出主事が来町されて、現地調査であります。6月19日、熊毛地区農業委員会連絡協議会監査が9時30分から農業委員会事務所で、会長が監査委員ということで出席しております。

6月25日、種子屋久農協第9回通常総代会が種子島こり～なで開催され、会長が出席しております。同日、南種子町担い手育成総合支援協議会第2回幹事会が研修センターで開催され、局長・係長が出席しております。今回の認定農業者の認定審査会の審査につきましては、更新2名、新規2名であります。氏名については、備考欄に載せているところであります。6月26日、県農業会議6月定例常任議員会議が13時30分から鹿児島市で開催され、係長が出席しております。農地法4・5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。6月29日、熊毛地区さとうきび価格安定対策協議会監査が農業委員会応接室で開催され、会長が監査をしております。

7月2日、県農業委員会職員協議会第60回定期総会・研修会が鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容等につきましては、研修会につきましては、農地に関する事例発表等がありまして、熊毛地区の屋久島町農業委員会の鎌田会長より事例発表があったところです。詳細につきましては、全員協議会で報告していきたいと思っております。7月3日、平成27年度情報事業普及対策会議が鹿児島市で開催され、係長が出席しております。同日、種子島地区糖業振興会監査、農業委員会応接室で会長が監査<sup>おこな</sup>を行っております。

7月6日、現地調査、9時から町内で開催され、出席者については会長、高田農地部長、寺田・小山・池亀・中峰・白川委員・事務局であります。内容等につきましては、3条・4条・5条・非農地・奨励金・現況確認、農地パトロール関係であります。7月8日・9日につきましては、平成27年度水田転作現地調査ということで町内、職員で対応しております。7月10日、平成27年度熊毛地域農政関係各種幹事会ということで、熊毛支庁で開催され、局長が出席しております。同日、10時から種子島農業

公社理事会のほうに会長が出席しております。午後2時から設立20周年記念祝賀会ということで、会長・係長が出席しております。以上で諸般の報告を終わります。

議長 質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。

議長 日程第3、議案協議 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第12号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。なお、整理番号2番については、石堂かよ子委員が参与の制限に該当します。先ず整理番号2番のみを議題とします。

石堂かよ子委員が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することとなりますので、石堂かよ子委員の退場を求めます。

(石堂かよ子委員、退場)

議長 事務局より議案第1号 整理番号2番のみの説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権3件の内1件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は4ページのほうをご覧ください。

整理番号2番について説明いたします。今回、利用権を設定する方は、南種子町〇〇〇番地〇〇 Aさんで、利用権を受ける方は、〇〇〇番地〇Bさんです。

現況は、田が4筆の4,611㎡です。設定期間は、5年間設定で、新規設定となっております。平成27年8月1日から平成32年7月31日までとなっております。個別の資料については6ページに字図を添付してありますので、お目通しのほうをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上3件の内、1件について説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号2番については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号 整理番号2番については原案どおり決定いたしました。石堂かよ子委員の入場を求めます。

(石堂かよ子委員、入場)

議長 引き続き議事を進めます。整理番号4番については、古市道則委員が参与の制限に該当します。整理番号4番のみを議題とします。

古市道則委員が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することとなりますので、古市道則委員の退場を求めます。

(古市道則委員、退場)

議長 事務局より議案第1号 整理番号4番のみの説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第1号は、農用地利用集積計画の承認について、平成27年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権3件の内1件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は4ページをご覧ください。

整理番号4番について説明いたします。今回、利用権を設定する方は中種子町〇〇〇番地〇 Cさんで、利用権を受ける方は、〇〇〇番地〇〇 Dさんです。

現況は、畑が1筆の2,687㎡です。設定期間は、10年間設定で、新規設定となっております。平成27年8月1日から平成37年7月31日までとなっております。個別の資料につきましては、8・9ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上3件の内、1件について説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号4番については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号 整理番号4番については原案どおり決定いたしました。古市道則委員の入場を求めます。

(古市道則委員、入場)

議長 引き続き議案第1号、整理番号2番・4番以外を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第1号は、農用地利用集積計画の承認について、平成27年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権3件の内残り1件・使用貸借権1件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は4ページをご覧ください。先ず、農用地利用集積計画 賃貸借権1件について説明いたします。整理番号3番になります。

利用権設定をする者は 〇〇〇番地 Eさんで、利用権を受ける方は、〇〇〇番地 Fさんです。

現況は、畑が1筆の2,386㎡です。設定期間は、5年間設定が1件の新規設定となっております。個別の資料は、7ページのほうになります。続いて、使用貸借権1件について、整理番号1番について、説明をいたします。

利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇番地〇 Gさん、利用権を受ける方は、〇〇〇番地 Hさんです。今回、使用貸借期間が終了したことに伴いまして、再設定するものです。畑が2筆の5,945㎡になります。個別の資料につきましては、5ページになりますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議 長 (事務局の)説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議 長 質疑ありませんか。  
(「はい。」の声あり)

議 長 はい。高田委員。  
9番委員 えっと、懇談にしてもらえませんか。  
議 長 はい。懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。  
議 長 他に1番・3番以外にも意見等があれば。  
12番委員 整理番号3番は米2俵でいいんですか。  
事務局 確認をとったところ、米2俵で契約をするということでした。  
12番委員 分かりました。  
議 長 この担当委員は小山委員ですが、EさんとFさんは。  
12番委員 従兄弟になります。間違いありません。  
議 長 他に質疑はありませんか。  
(「ありません。」の声あり。)

議 長 異議がないようですので、議案第1号(整理番号1番、3番)については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号につきましては原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人(貸人)・I、譲受人(借人)・J 外7件を議題とします。なお、整理番号7番については、石堂 かよ子委員が参与の制限に該当します。先ず整理番号7番のみを議題とします。

石堂 かよ子委員が農業委員会法第 24 条議事参与の制限に該当することとなりますので、石堂 かよ子委員の退場を求めます。

(石堂 かよ子委員、退場)

議長 事務局より議案第 2 号 整理番号 7 番のみの説明をお願いします。河野係長。

事務局 はい。議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、承認を求めるものでございます。今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 7 件、賃貸借が 1 件でございます。

所有権移転の 7 件の内、1 件 整理番号 7 番について、(資料を)読み上げます。資料は 12 ページをお開きください。

整理番号 7 番、譲受人が〇〇〇番地〇 Bさん。譲渡人が〇〇〇番地〇 Kさんでございます。土地の所在が、〇〇字〇〇〇 外 1 筆。地目はすべて田で、地積全体で 1,276 m<sup>2</sup>でございます。所有権移転で対価は〇〇万円でございます。

字図は 32 ページから添付しております。この件につきましては、19 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 農地部長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 7 番。高田農地部長。

農地部長 整理番号 7 番の説明をいたします。えー今回の申請につきましては、Kさんの農地をBさんが購入をするということでございます。購入に当たりまして、双方の話し合いの下、反当:〇〇万円、総額〇〇万円ということで、今回 1 反 2 畝の農地を購入することになっております。地目が田んぼという形になっておりますけれど、現況といたしましては、田んぼではなく、客土がされておりました、畑地として利用されております。

32 ページの字図を見ていただきたいと思いますが、位置的にはBさんの宅地の上にあります。条件的には非常に良い場所ということでございます。そういうことでの今回の農地の売り買いということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 2 号 整理番号 7 番については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 2 号 整理番号 7 番については原案どおり決定いたしました。石堂 かよ子委員の入場を求めます。

(石堂 かよ子委員、入場)

議 長 引き続き議案第2号 整理番号7番以外を議題とします。事務局より説明をお願いします。河野係長。

事務局 はい。農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の残り6件と、賃貸借権1件について、資料を読み上げます。資料は10ページをお開きください。

整理番号1番、借人が〇〇〇番地 Jさん。貸人が東京都昭島市<sup>あきしまし</sup>〇〇〇〇丁目〇〇〇 Iさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇〇〇。地目は畑で、地積は2,192㎡です。5年間の賃貸借設定です。対価は、反当1万円でございます。

整理番号2番、譲受人が〇〇〇番地〇 Lさん。譲渡人が〇〇〇番地Mさんです。土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇—〇〇 外3筆。地目はすべて畑で、地積は全体で6,219㎡。贈与による所有権移転で対価は無償でございます。

整理番号3番、譲受人が〇〇〇番地 Nさん。譲渡人が〇〇〇番地〇さんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇〇 外2筆。地目はすべて畑で、地積の合計は3,585㎡です。名義整理による所有権移転で対価は無償でございます。

続いて、資料は11ページのほうをお開きください。

整理番号4番、譲受人が〇〇〇番地〇 Pさん。譲渡人が〇〇〇番地Qさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇 外6筆。地目はすべて田で、地積は全体で4,072㎡です。所有権移転で対価は〇〇万円でございます。土地の所在が、〇〇〇—〇から〇〇〇—〇の4筆分で〇〇万円になります。ほか、下のほうの3筆分(〇〇〇—〇から〇〇〇—〇)が贈与による所有権移転になります。

続いて、整理番号5番、譲受人が〇〇〇番地 Nさん。譲渡人が〇〇〇番地 Rさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇〇。地目は畑で、地積は1,080㎡。名義整理による所有権移転で対価は無償です。

整理番号6番、譲受人が〇〇〇番地 Nさん。譲渡人が薩摩川内市〇〇番地〇 Sさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇。地目は畑で、地積は843㎡。名義整理による所有権移転で対価は無償です。

整理番号8番、譲受人が〇〇〇番地〇 Tさん。譲渡人が〇〇〇番地〇 Uさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇〇。地目は田で、地積は344㎡。所有権移転で対価は〇〇万円でございます。

字図は21ページから33ページまで添付しております。これらの件につきましては、13ページからの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
2番委員 整理番号1番、池亀委員。

2番委員 　　今、説明があったとおりでございますが、Jさんはガジュツを作っております、それで〇〇地区が非常にガジュツの出来が良いということで、大きいものが出来るということで、どうしても〇〇地区に作りたいということで、畑を探しておりましたところ、Iさんの畑がありましたので、そこを紹介いたしまして、いま現在作っている訳でございます。本人も一生懸命やっております、ガジュツも大変大きくなっております。皆さんも是非見に来てください。以上でございます。

議長 長 　　整理番号2番、白川委員。

10番委員 整理番号2番について説明をいたします。譲渡人のMさんは、譲受人のNさんのお母さんでありまして、お母さんから息子へ、田んぼを譲渡すると、所有権移転をするというようなことです。対価は無償で、子供さんに土地を贈与するというところでございますので、よろしく願いいたします。終わります。

議長 長 　　整理番号3番・5番・6番、中峰委員。

6番委員 　　(整理番号)3番から説明いたします。譲渡人・Oさんから譲受人・Nさんへ、〇〇・〇〇〇・〇〇〇、3筆を名義整理ということでございますが、実際は何年か前から金銭の授受で売買が成立されておりまして、今回まとめて名義変更するというところで、実際には既に、さとうきびが作付けされていまして、Nさんは〇〇地区で1番、さとうきびを5町歩作っているという方で、今後も間違いなく維持されていくことと思っておりますので、よろしく願いします。

　　次のページの5番になりますが、5番は譲渡人・Rさんから先ほどのNさんへ、〇〇の1筆、これの名義整理でございます。これも金銭的に売買が成立しておりまして、今回名義変更をするということです。現状はさとうきびが作付けされておりまして、全然綺麗な畑でございますので、問題ありません。5番については、以上です。

　　続いて6番、譲渡人・Sさん、この方は薩摩川内市にお住まいですが、〇〇出身でございます。これも同じく過去に金銭の授受に伴い売買が成立しておりまして、こちらの〇〇〇の農地にはさつまいもを作付しております。現地調査においても、間違いなく耕作されていますので、問題はありません。よろしく願いいたします。以上です。

議長 長 　　整理番号4番・8番、石堂委員。

7番委員 　　先ず整理番号4番の譲受人がPさん、譲渡人がQさんとの所有権の移転でございますが、Qさんのほうから「農地を買ってくれないか？」ということで依頼があったようでございます。この農地は、〇〇は雨が多いと、この農地は水に浸かってしまっていて、あまり米が良いところじゃないので、



Pさんも「要らないよ」とは言ったみたいですが、それでちょっと金額が安くなっています。あまり良い農地ではないですが、仕方ないからということで、〇〇万(円)で4筆を買いました。後の3筆は亡くなられたVさんが農協に勤めている時代に、Qさんがちょっと金銭関係で農協のVさんが譲り受けたというか、そういう農地でございまして未だ名義を変えていなかったそうです。

それでもQさんがお金を要求したので、この農地については、娘のWさん、(現在)〇〇さんですが今、お金を支払って、〇〇さん・VさんとPさんは、親せき関係にございます。それでよっから、贈与という関係で田んぼを作ってくれということで、Vさんから贈与で受けた農地でございます。そういう話があった様で、この農地については以上です。Pさんは、まあばりばりと勤めながら、農業をやっている方ですので問題ないと思います。

あと8番のXさん、これは〇〇建設さんです。このUさんとの件ですが、Uさんは、私が嫁に来てもう40年以上になりますが、Uさん、この農地は田んぼを作ったことがございせん。ずっと遊休農地でございました。

それで〇〇建設さんが重機がある関係で、重機を入れまして、田んぼにするということで、この農地を買ったみたいです。で、隣接する農地が〇〇建設さんの農地でございますので、便利かなということで井上さんの農地を買い取った訳ですが、遊休農地解消のためにも非常に良いことだと思います。あと〇〇建設さんは、隣の農地も娘の、〇〇自動車に嫁にしている娘のための米を作っている。現在作っています。それでここも作るということで、重機を入れて排水工事もちゃんと済ませてありますので、農地として利用するのはもう問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
(「はい。」の声あり)

議長 はい。小山委員。

12番委員 はい。7月6日にですね、まあ1番から全部、6・7・8番まで圃場は確認したんですが、何ら問題ありませんが、ただNさんですか、それとRさん(外1名)、2人の名義整理ということで、所有権移転、無償になっているんですが、まあ圃場はきちんと管理されて良くなっているんですが、実際にはどうなんですかね。

6番委員 実際にはお金を払って、もう金銭売買ということでお金の授受は済んでいるみたいなんです。それで出しているんで、今回の名義整理に対しては無償ということで。

12番委員 はい。分かりました。

議長 いいですか。

12番委員 はい。了解。

議長 他に質問ないですか。

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人・Yを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事務局 資料のほうは34ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第4条の規定による許可申請について承認を求めるものでございます。今月の農地法第4条の許可申請は1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番、申請人が〇〇〇番地のYさん。土地の所在は〇〇〇字〇〇—〇〇〇の1筆。登記・現況ともに畑です。地積は569㎡。転用計画といたしまして、一般住宅に変更です。工事計画は、平成27年8月から平成27年12月まで。資金は造成費 〇〇万円、建築費 〇, 〇〇〇万円、物置 〇〇〇万円 合計 〇, 〇〇〇万円、全て融資によるものでございます。目的といたしましては、一般住宅を建てるためでございますが、転用事由としまして、「子供も大きくなり現在住まいが手狭になった上、老朽化しているため申請地に住居を建築したい」とのことです。

農用地区域外の都市計画区域内で、2種農地の中のその他の農地に該当すると思われまます。

所要面積569㎡であります。一般住宅の許可要件である概ね500㎡を越えておりますが、資料の38ページに記載してあるとおり崖地除外部分を考慮した有効面積というのは、461㎡となります。

詳細につきましては35ページからの資料をご覧いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。寺田委員。

1番委員 今、事務局から説明があったとおりでございますけれども、Yさんは現在、〇〇のZさんの家を借りております。建物も大分古くなっており、子供も大きくなってくるといふことで、自分の家を建てたいといふことで、今の申請地のほうに建築するといふ申請でございます。場所的には〇〇〇の〇〇〇ハイツ〇〇、それから〇〇アパートといふところの西側のほうに、カーブが曲がったところでございますけれども、そちらの現地の説明があったとおり、東のほうは土手がありまして、西のほうは崖になっているといふことで、造る範囲の用地を狭めますけれども、道路に沿ったところに住宅と倉庫を造るということになっております。そうすれば、その土地のほうの後方が南側になるんですけれども、ちょっと空くといふことでござ

いますけれども、そこは本人に聞きますと、農地として利用していくということで、そこに通ずる道は、3メートルなり、中のほうにも空くということで通路のほうは確保出来るということです。それからそれに接する農地との繋がりの道についてですけれども、その農地と繋がるような農地がそこにはないということで、外の地域の営農条件に影響はないものと思われれます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議 長 ありませんか。  
議 長 (「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については、全員賛成ですので原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議 長 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・a、譲受人・b 外1件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 資料は、44 ページをお開きください。議案第5号は、農地法第5条の規定による許可申請について承認を求めるものです。今月の農地法第5条の許可申請は3件です。お手元の資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が南種子町〇〇〇番地〇のbさん。譲渡人が大阪府守口市〇〇〇〇丁目〇〇番〇号のaさんです。

土地の所在は〇〇〇字〇〇〇の1筆です。登記・現況は畑です。地積は619㎡。転用計画といたしまして、一般住宅に変更いたします。工事計画は、平成27年9月から平成27年11月まで。資金は改築費〇〇万円でございます。すべて自己資金によるものでございます。なお、土地代につきましては、3月の定例総会におきまして、農地法第3条で許可された案件時に既に納入されているということでございました。転用理由といたしましては、『現在申請人の子供が借家住まいのため、既にある農業用倉庫を住宅に改築して、住ませたい』ということでございます。農用地区域外の都市計画区域内であり、2種農地のその他の農地に該当いたします。この案件につきましては、既に農業用倉庫が建てられているということで、追認の案件であります。また、転用許可要件の一般住宅500㎡を越えておりますが、この部分につきましては東側が急こう配な崖地のため、町道側にある現在の倉庫のみが建築可能な面積となります。詳細につきましては次のページからの資料をご覧くださいと思います。

事 務 局 続いて整理番号2番になります。資料は53ページをご覧ください。譲受人が南種子町〇〇〇番地〇のcさん。譲渡人が南種子町〇〇〇番地〇

のdさんです。

土地の所在は〇〇〇字〇〇〇—〇の1筆です。登記・現況は畑。地積は1,000㎡。転用計画としまして、農家住宅に変更でございます。工事期間は、平成27年8月から平成27年12月まで。資金は土地取得費〇〇万円造成費〇〇万円、建築費・居宅のほうは〇〇〇〇万〇〇〇〇円、農業用作業所が〇〇〇万〇〇〇〇円 合計 〇〇〇〇万円でございます。すべて融資によるものでございます。理由といたしましては、『現在借家住まいをしており、耕作しているタバコの加工・出荷作業をするスペースも必要なため、適当なところを探しましたが見つからず、やむを得ず、当該地に農家住宅及び農業用作業所を建築したい』とのことでございます。農用地区域外の都市計画区域内であり、2種農地のその他の農地に該当いたします。詳細につきましては54ページからの資料をご覧くださいと思います。

事務局

続いて整理番号3番について説明をいたします。資料は62ページになります。

譲受人が南種子町〇〇〇番地のeさん。譲渡人が南種子町〇〇〇番地のfさんです。

土地の所在は〇〇〇字〇〇〇—〇の1筆です。登記・現況は畑。地積は817㎡。転用計画といたしまして、簡易宿泊所に変更になります。工事計画は、平成27年8月から平成27年12月まででございます。資金は土地取得費〇〇万〇〇〇〇円 造成費〇〇〇万円、建築費・居宅のほうは〇〇〇〇万円 合計 〇〇〇〇万〇〇〇〇円、全て自己資金によるものです。転用理由といたしましては、『旅館業の経営を計画しており、申請地において、簡易宿泊所を建築し、これを運営していきたい』ということです。農用地区域外の都市計画区域内であり、2種農地のその他の農地に該当します。所要面積は817㎡であります。資料の66ページに記載してあるとおり崖地除外部分を考慮した有効面積は、620㎡となります。

詳細につきましては63ページからの資料をお目通しのほうをお願いしたいと思います。以上、5条について説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番・3番。寺田委員。

1番委員

先ず1番のほうから説明をいたします。前に3条で申請があった部分ですけれども、これが既存の倉庫がある圃場ということで許可申請をした経緯がございます。今、事務局から説明がありましたので、簡単に言いますと、場所は〇〇公園(〇〇〇公園)・〇〇センターの反対側になりまして、多分、道の拡張で取り残されたような形の三角形のところでございます。そういった状況で狭くて大型機械などが入れば、曲がる場所がないよう

な感じで、利便性もないような土地でございます。前方には道がありまして、また東のほうはかなり深い谷というか崖になっておりまして、まあ家を造るにもまあ精一杯かなというところでございます。そこを又、改造をいたしまして、住宅として活用したいという申請でございます。この土地の位置、場所等から見て他に隣接している農地はないといったところでございますので、外の農地に影響を及ぼすことはないものと考えます。

1 番委員

続いて3番目でございます。この場所は〇〇〇の地図を見れば分かるんですけども、〇〇〇のところでございます、四方とも住宅が2・3軒ずつ申請地を丸く囲んでおりまして、その間に農地がずらっと階段のごとくあるような土地で、その1番上のほうに造るということで、これは簡易（宿泊）ゲストハウスというものを造るそうでございます。大体6部屋を造って、1部屋は事務所というような形で、簡易宿舎を造ると聞いております。飯は、付かないような宿舎だと聞いております。それと説明があったように、上のほうが道路でそのほうがかなり崖というか、土手の上に道が通っている状態で、それから北のほうは相当な崖でございます、6メートル位前が崖地後退線、2メートル位横が敷地境界線ということで、真ん中に施設を造る予定でございます。水のほうの処理については、東側の道路に側溝がありますから、そこを利用するというところでございます。それから、そこに造りますと西側の農地 〇〇〇—〇が残るんですけど、それについては本人がまあ後ほど3条申請で取得をするという考え方で、それに繋がる道路は前方なり後方に、崖地の6メートルというところが空きますので、そこを道として利用するというようなことを受けております。また下の農地の人については了解を取っておりますけれども、その建物を造って、日陰になったり他の作物の生育に影響があるようなことはないというふうに、真ん中に造りますのでそういう影響はないと私は考えておりますので、協議をお願いいたします。以上です。

議 長  
10 番委員

整理番号2番。白川委員。

えっと5条申請の整理番号2番です。譲受人cさん、それから譲渡人はdさん。cさんは何処か〇〇県から移住されて、現在タバコ作りに頑張っているようでございます。現在は〇〇〇に借家住まいをしておりますが、〇〇〇に住宅と作業所を建築するというところでございますので、よろしく申し上げます。終わります。

議 長  
事 務 局  
議 長  
議 長  
議 長

質疑に入る前に資料の修正があるようでございます。事務局。

(整理番号3番について、資料の修正内容を説明)

はい。事務局より修正が入りました。これから質疑に入ります。

はい。質疑ありませんか。

ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については、全員賛成ですので原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議 長 日程第7、議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・g 外3件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について説明いたします。資料は71ページになります。

申請人は、gさん 外3件。地積の合計は111アール。奨励金の合計額は55,500円です。現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題はないと思います。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第8、議案第6号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人・hを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 はい。それでは議案第6号について、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について資料を読み上げます。資料については72ページになります。よろしくをお願いします。

整理番号1番については、申請人は所有者でございます、〇〇〇番地hさん。土地の所在は〇〇字〇〇〇—〇です。地目は畑で、現況は宅地となっております。地積の合計は373㎡。変更年月日につきましては、申請地は昭和40年以前でございます。現況の意見といたしまして、申請地は昭和40年以前より宅地として利用され現在に至っておりますということです。字図は次のページに添付してありますので、お目通しのほうをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。小山委員。

12番委員 今、事務局から説明があったとおりですが、h君の農地でない旨の証明ということで、申請地はですね。h君の母、お母さんのiさんが昨年亡くなられて現在、隠居家が現在建てられています。その前の爺さん、jさん

が入っております。去る6月5日に5条・2条の関係で、白川委員、西田委員も〇〇〇建築に行き確認したと思いますが、そういうことについては事務局から説明があったように、農地でないところに建てられているところですので、ご検討よろしく願いいたします。以上です。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議 長 質疑ありませんか。  
議 長 (「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。